

# 大学図書館と社会貢献

土田 大輔\*

## 1 はじめに

最近、CSR という概念が日本でも徐々に浸透し始めた。CSR とは、Corporate Social Responsibility の頭文字をとった表現で、日本語では「企業の社会的責任」と訳されている。これは、企業が当然に遵守すべき法的責任の範囲を超え、社会の中で市民と共存する企業組織が、当然のこととして果たすべき役割、及び期待される責任のことを指す。欧米では、この CSR への取り組み度合いによって投資先を選ぶ「社会的責任投資 (SRI)」という手法が定着しており、その重要度は大きなものとなっている。

少子化の波が押し寄せている大学という組織においても、CSR への取り組みが注目され始めている。各種の公開講座や環境問題への対応、地元民間企業との共同研究、また図書館においては地域住民への開放など、様々な行動が見られるようになってきた。特に大学という教育機関は、国立・公立はもとより、私立においても収入の約 1 割 [1] が国庫補助によるものであり、また、地域社会の一市民としての側面からも、社会からの要請に応えていく責任があるといえる。

本稿では、これまで行われてきた調査・論文等をもとに、大学図書館における一般市民への開放サービスを中心としながら、生涯学習社会の中で大学図書館が果たすべき役割とその意義、また問題点と今後の課題等について考察し、まとめることにする。なお、本文中で人名には当時の所属を付記し、敬称は省略した。

---

\*つちだ・だいすけ / 図書館事務部生田図書課

## 2 広がる公開サービス

学外利用者の統計を扱った資料に『大学図書館実態調査結果報告』[2]がある。この資料の「図書館の公開」の項目で、学外者の図書館利用の可否、利用者数、利用の際の条件が毎年調査されている。ただし、この学外利用者数のカウント方法については、入館ゲート設置に伴うものなど、各館の状況及び各年度のカウント方法に差異があると考えられるため、正確にはこの数値をもって学外利用者数を把握したとはいえないが、ひとつの目安として参考になる資料である。

この資料によると、2002年度実績の学外利用者数は、国公立大学図書館合わせて約101万人に上り、調査開始以降初めて100万人を突破した。この学外利用者数には、他大学に所属している学生や研究者、大学以外の研究者、一般市民を含めたその他の利用者が含まれているが、大学以外の研究者及びその他の利用者の利用者数は、72.7万人で全体の71.8%を占めている。

	1993	1994	1995	1996	1997
他大学の学生	70,827	73,755	96,943	105,426	131,698
他大学の研究者	21,649	25,782	26,262	27,441	32,216
大学以外の研究者	37,480	49,527	36,125	42,067	50,989
その他	104,388	144,338	219,693	253,818	279,588
合計	234,164	293,402	379,023	428,752	494,491
調査対象大学数	534	552	565	576	586

	1998	1999	2000	2001	2002
	136,647	165,351	176,967	188,961	221,825
	38,917	38,190	38,821	48,052	64,356
	58,046	70,697	73,962	78,625	108,472
	402,171	520,492	585,907	520,430	618,639
	635,781	794,730	875,657	836,068	1,013,292
	604	622	650	670	684

表1. 学外者利用者数集計表

図1は、過去10年間の学外利用者数をグラフにしたものである。一時的に減少がみられるものの、増加傾向にあるといえる。1993年度実績から比較してみると、23.4万人だった学外利用者数は、2002年度には101.3万人になり4.3倍の増加。また、他大学に所属していない学外利用者に限ってみれば、14.2万人から72.7万人に増加しており5.1倍の増加である。他大学所属の利用者は、9.2万人から28.6万人への増加で3.1倍であるから、全体に占める非大学所属者の伸び率がより大きいことがわかる。なお、調査対象となる大学図書館数も年々増加しているが、伸びとしては1.3倍であり学外利用者数の増加より低い数値である。

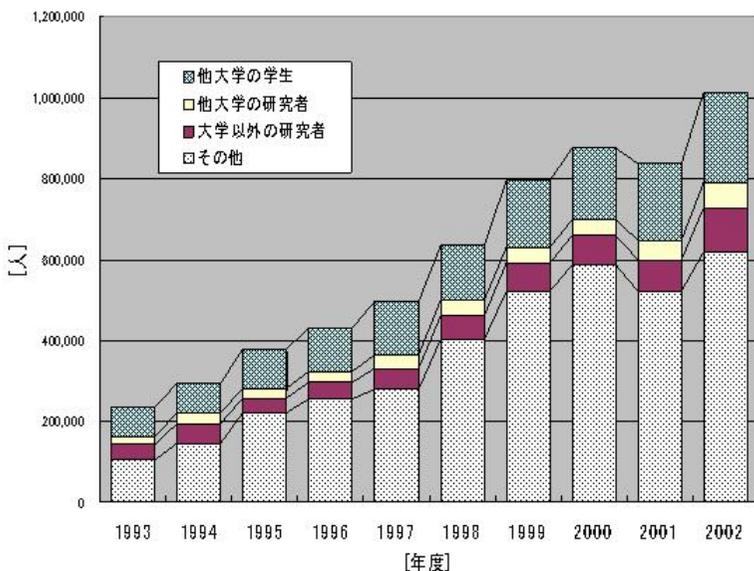


図1. 学外利用者数の推移

表2は、朝日新聞オンライン記事データベース「聞蔵DNA for Libraries」で、大学図書館の開放についての記事を検索してみた結果である。検索キーワードは、「大学図書館」及び「開放」「公開」を同時に含むこととした。検索結果は176件で、大学図書館を地域住民や一般市民に開放した記

事を“公開”，大学図書館に開放を望む記事及び閉鎖性を指摘した記事を“要望等”，これらに該当しない記事及び不明の記事を“その他”に含めて分類した．

	1984～1989	1990～1994	1995～1999	2000～現在
公開	1	10	21	13
要望等	1	4	6	1
その他	19	24	51	25
合計	21	38	78	39

表2．朝日新聞記事検索結果(2004年11月5日現在)

1989年以前は“公開”“要望等”を含め2件該当したが，1990年代に入りその数は急激に増加している．これは1990年代に入り，大学図書館の開放について注目され始め，また，それに応えるように一般市民等への開放が広がりを見せ始めた結果といえるだろう．

このような大学図書館の開放が増加する過程については，吉田憲一(天理大学)の論文[3]が詳しい．吉田は公開の第一段階として，1985年の国立大学図書館協議会の「大学図書館の公開に関する調査研究班」発足を境に「地域住民などへの公開を行うとする図書館数が急増する結果となっている」としている．また第二段階の1990年代の質的变化として「市民が求める利用サービスに質的な変化」が出てきたことと，公立図書館とのネットワーク作り，インターネットを通じた蔵書の公開，そしてNACSISによる総合目録整備などの機能的な拡大を挙げており，これらも学外利用者の増加につながったと考えられる．また，1990年の中教審答申「生涯学習の基盤整備にむけて」，1991年の「大学設置基準」の大綱化及び学術審議会答申，1993年の学術審議会の報告書[4]による「大学自体の社会への貢献が一段と求められた」こと，18歳人口の激減に対し「大学の施策として，今後の学生予備軍ともなる市民や地域社会へのサービスが，PRとしても欠かせなくなる時期を迎える」ことも，大学図書館の開放が広がった大きな要因と考えられるだろう．

### 3 なぜ一般市民へのサービスを行うのか

大学図書館の設置等に関する法令については、文部省令の「大学設置基準」(1987年改正)がある。「大学を設置するのに必要な最低の基準」として、第38条で「大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料」を体系的に備えたとあり、「資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供」に努め、「大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備える」としている。一般市民への公開に関する記述はない。

また、大学基準協会によって発表された「大学図書館基準」(1981年改正)では、「大学の研究・教育に不可欠な図書館資料を効率的に収集・組織・保管し、利用者の研究・教育・学習等のための利用要求に対し、これを効率的に提供することを主要な目的とする」とある。そして「地域的・全国的に図書館間の相互協力の体制を確立し、その維持に努めなければならない」とされ、ネットワークへの「積極的な協力」を要請されている。しかし、これは図書館間のネットワークを通じた学術情報の提供についてであり、一般市民への直接サービスのことには触れられていない。

これら「基準」の他に、拘束力は無いものの設置母体ごとの「大学図書館改善要綱」が発表されている。1953年に「国立大学図書館改善要綱」が発表され、この中において初めて一般開放について触れられており、「余力があるとき」は「公開することが望ましい」とされた。また、1961年に発表された「公立大学図書館改善要綱」においても同様に、余力があるときは公開することが望ましい、とされている。私立大学図書館においては、1956年に「私立大学図書館改善要綱」が発表されているが、この中では一般開放については触れられておらず、これは設置母体の違いによるものと考えられる。しかし、1996年に発表された「新私立大学図書館改善要綱」では、公開サービスについて規定され、国立・公立のものに比べてより積極的な内容となっている。「サービスの基本的概念」の項目では、「図書館資料の公開サービスを行う」とされ、施設・設備の項目においても「大学図書館の一般公開に向けて、学外者受入用の閲覧座席を予定する」とされた。

このように、大学図書館のサービス機能として、これらの法令は一般市民への公開を求めているが、拘束力はないものの各改善要綱において一般市民への公開が要請され、大学図書館の機能としてサービスを提供することが期待されている。なお、直接的に図書館サービスに関する法律ではないものの、国立大学法人においては、情報公開法 [5] において附属図書館の蔵書を「法人文書」として一般市民に開示するように規定している。特に 2004 年 4 月以降は、国立大学が法人化されたことに伴って、図書館資料は利用目的や身分に制限なく閲覧できるように、総務省から強く要請されることになった [6]。

この他、大学図書館を一般市民へ開放する理由としては、次のことが考えられる。まず、新聞紙面からもわかるように、市民からの要望が多数寄せられるようになったこと、生涯学習社会と高度化してきた学習要求に応えるため、大学が果たす役割が増加してきたこと、大量に保有する貴重資料を市民に公開することによって、文化的財産の共有化・有効利用が図られること、文化や技術の発展が情報生産と利用のサイクルで成り立っており、これらの発展の為に情報提供の一翼を担う責任があることなどである。また、私立大学等経常費補助金の一部には、大学施設等の開放を行っている大学などに対して、増額を行う規定があることなども挙げられる。そして、CSR が注目され始めるようになり、地域で活動する一市民としての行動や貢献など、社会的側面の活動を重視することが社会的評価の向上につながり、なおかつ 18 歳人口の減少に伴う学生獲得対策の上で、大学自体の PR 活動となることなども挙げられるだろう。

#### 4 サービス内容と課題 [7]

地域開放を始める大学図書館が増加してきているが、一般市民が受けることが出来るサービスとして、どのような種類が提供されているのだろうか。現在のところ全国的な調査が行われていない為、サービス内容についての統計的な評価をすることは出来ないが、これまで発表された論文や報告等を参考に、各大学図書館で提供されている学外者サービスについて概観する。

## (1) 身分や利用目的による蔵書公開

国立大学法人の場合は、先にも述べたように情報公開法が施行されたことと法人化されたことに伴って、法令上は氏名及び住所を記載することによって、利用目的や年齢等を問わず、一般市民が蔵書を利用できるようになっている。しかし、実際は現在でも所属機関の紹介状等が必要な図書館や、身分証明書の提示を求める図書館なども存在している。

公立大学 [8] や私立大学においては、蔵書の利用に当たっては利用対象者を限定している図書館が多数みられる。利用目的を「調査・研究・学習等」とする目的による限定、対象者を大学の設置されている地域住民とする地域的な限定、「18歳以上」「中学生以上」等とする年齢的な限定などである。また、公立図書館と連携を行っている場合には、その公立図書館の利用登録があることなど、といった明治大学図書館の例などもある。

このように国立大学法人を除き、図書館の利用に当たっては利用者を限定することが多いが、利用を制限する理由については、大学の学部構成、所蔵している蔵書構成など、各大学図書館の持つ特徴的な性格によるものや、公共図書館との機能の違いを利用者に意識させるためによるものなどがある。また、公共図書館でも問題に挙げられる、高校生等による受験や試験勉強の席取りへの対策、さらに、施設や職員体制の不備も理由として挙げられる。なお、これらは閲覧段階で設けられている制限についてであり、貸出サービスなど他のサービスを受ける場合には、それぞれに条件が設定されることがある。

また、学外者には費用負担を求める場合があるが、これについては「大学図書館が最小限の費用を学外の利用者から徴収することは、それなりにやむを得ないことではないか。それより逆に、費用を徴収できないとの理由で、サービスを実施しないことの方を危惧する」との意見がある。

## (2) サービス内容

大学図書館が一般市民に提供しているサービスは、閲覧、貸出、複写、レファレンスが中心となっている。また、提供している資料は紙媒体などで所蔵している資料が中心となっており、インターネット、商用データベース、電子ジャーナル等の電子コンテンツの利用については、認めてい

ない図書館が多い。特に商用データベースや電子ジャーナル等の利用については、ライセンス契約の関係から学外利用者への提供は難しい。ただし、その図書館独自で電子化した資料を一般市民へ提供しているケースはみられる。なお、海外の事例では、来館者にデータベースの利用を許可し、学外からのアクセスについては一定の制限を設ける、という方法をとっているところもあるようである [9]。

その他に特徴的なサービスとして、父母や児童向けに児童用図書室を設けて、児童書の貸出しや読み聞かせ、人形劇等を行っている大学図書館がある [10]。これは山梨大学附属図書館で実施されているもので、教育や小児医療・看護に携わることを目指す学生の教育研究の一環として子ども図書室を設けて、運営は、学生ボランティアを中心に行われている。同様の取り組みは、鳴門教育大学附属図書館、大分大学附属図書館でも実施されている。

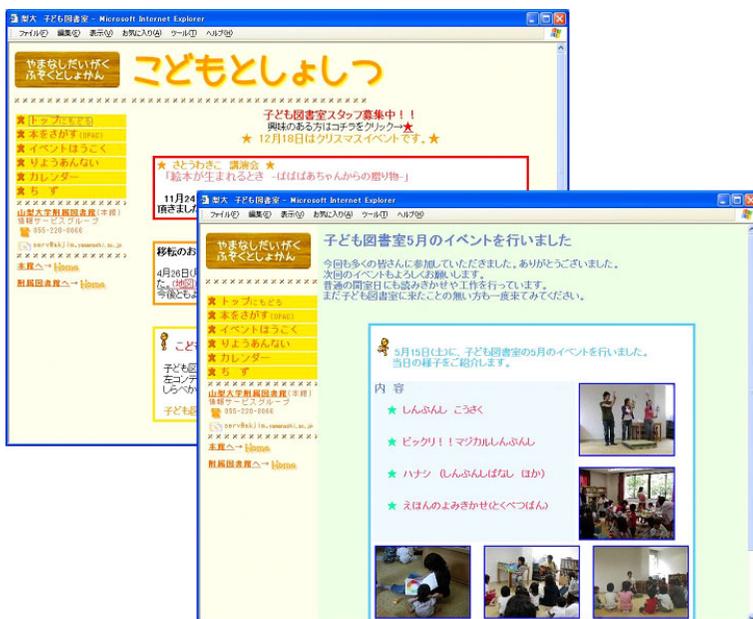


図2. 山梨大学附属図書館こどもとしょじつ [11]

また、資料を提供するだけでなく、各種の講座等を実施している大学図書館もある。横浜市立大学学術情報センターでは、情報リテラシー教育の一環として市民向けの情報探索講習サービスを行っており [12]、そのキャッチコピーは「知の世界の扉を開こう」である。大学図書館が提供する資料の特徴は学術情報であり、これらを利用する為には「自ら情報を収集・評価・活用することが不可欠」で、これを身に付けるには教育や講習が必要であるとの判断からである。そして、情報検索に対する豊富な活用ノウハウを社会に還元し、大学図書館の「支持基盤を学外にも求めること」が可能となるという面も、市民に情報リテラシー教育を提供する意義として考慮された。このような取り組みは、単に蔵書を提供するだけでなく、より積極的に図書館が係わってその利用を促し、しかも、蔵書がより有効利用される環境を作り出す効果があり、とても評価できる取り組みであると言えよう。



図 3. 市民対象の情報探索講習サービス [13]

### (3) 課題

大学図書館の公開が定着してくると、学外者の利用増に伴い問題点が発生してくる。まず、公開の条件以上のサービス要求により、その対策に迫られることがある。具体的には、利用対象外となっている学部や研究室、他地区館所蔵の資料について、OPACで検索結果として表示される為に利用を求められたり、これは学外者に限ったことではないが、土・日曜日等のサービス制限時間帯において、貸出サービスやレファレンス・サービスなどを要求されたりする、などである。また、貸出を行っている図書館では、延滞資料に関する問題が多く発生しており、長期延滞者の増加、転居先不明による連絡不能、学内利用者が予約をした時に返却されない、といった点などが挙げられる。その他、コンピュータに不慣れな学外利用者への対応で時間をとられる、といった点が挙げられており、全体的にみて、利用者数の増加に比例して業務量が増加した点が指摘されている。

以上のように、一般開放に当たってはいくつか問題点が挙げられるものの、一般公開をしている大学図書館では「もっと地域に密着した図書館にしていきたい」「専門書や学術雑誌を見に来る利用者が毎日いることから、公開サービスを実施している意義は大きい」「公開は本来的には、学生と同レベルに近いサービス(特に貸出)を実施すべきであり、社会人が利用できる時間帯に開館すべき」といった前向きな意見が多く見られている。

### (4) その他

市民への一般公開を実施するにあたって、公立図書館との連携を行う場合がみられる。この場合、単に大学図書館の蔵書を公開する為だけに協定を締結するほかに、資料の相互貸借、レファレンス業務、OPACの設置などより積極的に協力関係がとられることがある[14]。このような連携は、公立図書館の資料・情報提供機能が強化されるだけでなく、大学図書館においても、これまで購入不可となった一般的資料リクエストを、公立図書館から借り受けて提供することが可能となり、より一層、学内利用者の資料要求に応えることが可能となる。また、異種図書館との連携は、各館種で持つ独特のノウハウを共有することにもなり、職員間の交流が活発に

なれば互いに刺激し合うことで、図書館サービスと職員能力の向上にも繋がっていくだろう。

## 5 まとめ

大学図書館の一般開放は年々増加してきており、それに合わせて利用者数も増加の傾向をたどっている。大学図書館が本来サービスすべき対象は、その大学に所属している教職員・学生・院生等であるが、少子高齢化社会、生涯学習社会の中で、大学が果たすべき役割が拡大すると同時に、従来のステークホルダー（利害関係者）の範囲も拡大をみせ、社会貢献という形で大学図書館を一般市民へ開放するという形が広がってきた。統計からも読み取れる学外利用者の増加は、一般市民や在野の研究者が、大学図書館の蔵書を必要としていることの現れであり、社会からの期待の現われであるとも言える。経営的観点からみれば、このような社会からの要請に応えることは、信頼性の向上や他大学との差別化ともなり、将来にわたって大学の安定的運営、成長・発展の基盤となってくる。ひいては、大学の経済的な業績にも繋がってくるといえるだろう。

無条件に大学図書館を開放するには、いくつかの問題点を克服しなければならぬ。しかし、学内利用者の支障にならないようサービス体制を整え、一般市民へサービスを提供していくことは、その方法により、学内利用者への図書館サービス向上に繋がることにもなる。今後は、さらに大学図書館の開放は進んでいくだろう。そして、これからは単に一般市民へ開放するだけでなく、大学図書館だからこそ実施できる特色ある講座等の開催や、公共図書館と連携し館種を超えた協力体制を強化していくことが、より求められてくると考えられる。特に公共図書館との連携は、各図書館が持つ専門分野を活用し、不足する部分を相互に補完し合う事で、より充実したサービス提供が可能となる。そして横の連携強化は、日本の図書館界全体のサービスレベル向上へと繋がることでもあり、また「社会貢献」という側面からも、大学図書館が果たす役割として十分な意義を發揮すると考えてよいだろう。

## 参考文献及び解説

- [1] 「私立学校の資金収支(平成12年度)」『日本統計年鑑』第53回, 総務省統計局編, 日本統計協会, 2003, p730.
- [2] 「図書館の公開」『大学図書館実態調査結果報告』文部科学省研究振興局情報課, 1995-2004.
- [3] 吉田憲一「大学図書館の利用者サービス: 学外者への公開を中心に」『大学図書館研究』Vol.50, 1996.10, p82-92.
- [4] [学術審議会] 学術情報資料分科会学術情報部会「大学図書館機能の強化・高度化の推進について(報告): 6-(3) 大学図書館の地域社会・市民への公開」1993.
- [5] 法人化前は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」が適用され, 2004年4月の法人化後は「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令」へと情報公開法の適用が変わった.
- [6] 法人化前は, 総務大臣指定により附属図書館が所蔵する資料は, 情報公開の対象となる行政文書から除外されていた. なお, 適用除外となる管理要件は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」第3条に該当する場合である. そして, その中の要件の一つである「一般の利用の制限が行われていないこと」については, 図書館規定上で「学術研究や調査研究を目的とする者に閲覧を認める」とあれば「一般の利用を認めている」と解釈され, 行政文書の除外要件を満たしているとされた. しかし, 法人化後は適用される法律が独立行政法人等のものになり, これに伴って再度, 図書館資料を法人文書の適用除外とするよう, 総務大臣指定の申請を行ったが認められなかった. また, 一般公開に関する図書館規定部分も, 利用目的や身分証の提示等は利用制限にあたるためこれを撤廃し, 氏名, 住所の記入のみで閲覧できるようにするべき, との総務省の見解が

示されている．そして，本来情報公開法の対象外であった第2条第1項第1号の資料についても，管理要件を満たす必要があるとされた．

[7] この項で参考にした主な文献は次の通り．(出版年順)

- 前記 [3]
- 山本順一「アメリカにおける大学図書館の地域開放について」『図書館雑誌』Vol.94, No.10, 2000.10, p768-770．
- 私立大学図書館協会東地区部会相互協力研究分科会・第10期会員「どうする，地域解放 - 大学図書館と地域との係わりについて - 」『図書館雑誌』Vol.94, No.10, 2000.10, p771-773．
- 市川啓子，南部好江「主題を限った大学図書館の公開 - 国立音楽大学附属図書館の取り組みから - 」『図書館雑誌』Vol.94, No.10, 2000.10, p774-775．
- 森一郎「大学図書館の学外者に対する貸出しサービスの一事例」『図書館雑誌』Vol.94, No.10, 2000.10, p776-777．
- 鈴木正紀「「一般の人」の大学図書館利用 - 大学図書館学外者サービスの現状と新たな方向 - 」『図書館雑誌』Vol.97, No.5, 2003.5, p295-297．
- 三浦真一「より身近に，広く深くそんな開かれた図書館を追求しています - 札幌大学図書館地域開放のあゆみ - 」『情報管理』Vol.46, No.4, 2003.7, p253-255．
- 井口牧二「早稲田大学所沢図書館の地域開放」『情報管理』Vol.46, No.6, 2003.9, p394-396．

[8] 公立大学は設置母体が地方公共団体のため，各自治体の情報公開条例によるところが大きい．なお，条例自体は情報公開法を元に作られている場合が多く，このことから実際の利用条件としては，法人化前の国立大学と同等のものが多いと考えられる．

[9] 高木和子「米国大学図書館の学外利用者」『情報管理』Vol.46, No.2, 2003.5, p125-130．

- [10] 文部科学省研究振興局情報課「国立大学図書館における特色ある取組について」, 2004.4 .  
([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/16/04/04042602/003.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/04/04042602/003.pdf))
- [11] 山梨大学附属図書館  
<http://133.23.212.85/pyonpyon/kodomo.htm>
- [12] 原田こずえ, 川村俊之「横浜市立大学学術情報センターにおける社会貢献の試み - 市民への情報リテラシー教育の提供 - 」『大学図書館研究』 Vol.64, 2002.3, p38-47 .
- [13] 横浜市立大学学術情報センター  
<http://opac.yokohama-cu.ac.jp/lib/shimin/opengd.html>
- [14] 藤沢市総合市民図書館「藤沢市図書館と大学図書館との相互協力」『図書館雑誌』 Vol.94, No.10, 2000.10, p780-781 .